

# 漁業者の力

- 第1章 漁業秩序と漁業者の役割
- 第2章 流通改革と漁業者の役割
- 第3章 これからの漁業と漁業者の役割

亀井 誠

(略歴)

1986年 大阪府入庁 水産課 技師  
2019年 大阪海区漁業調整委員会 書記長  
2022年 大阪府退職、大阪府漁連 参事  
2024年 大阪府漁連 専務理事

非常勤講師 近畿大学水産学科  
寄附講座講師 摂南大学農学部  
関西大学商学部

# 第1章 漁業秩序と漁業者の役割



# 漁業の根底にある概念

「魚は“<sup>むしゅぶつ</sup>無主物”である！」

## ○無主物先占の理論（民法第239条1項）

所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

所有者のない動産とは、自然界の水、鳥獣、魚介類、木の実、たきぎなどの「無主物」であり、古くから人々の生活に無くてはならないものであったため、この理論が生まれた。

漁業は「とったもの勝ち？」「早い者勝ち？」

その通りであるが

- ・魚を獲ろうとする者が二人以上いれば争いごとが起きる。
- ・早い者勝ちが続くと乱獲となり、魚がいなくなるため、双方が損をする。

- ・争いごとを防ぐための「漁業調整」と
- ・魚介類を保護するための「資源管理」とを 二つの柱とした漁業のルール=「法制度」が作られ、秩序が保たれるようになった。

# 漁業の歴史

## 縄文時代～弥生時代時代

漁業について書かれた文献はないが、遺跡から、漁船や漁具、魚の骨、貝殻等が多く見つかっており、集落単位の漁業のルールはあったと考えられる。

### 縄文時代の漁法

丸太の船や、カラムシと呼ばれる麻の繊維の漁網、骨の釣りばり、銚などを使っていた



### 弥生時代の漁法

土器の発達により、漁具の種類も増えた



### 弥生時代の大阪湾東部



## 奈良時代

「山川藪沢の利は公私共にする」（養老律令の雑令：757年）

⇒山、川、海から得られる食料、水、燃料等は皆が自由に利用＝「共用」せよ。

## 鎌倉時代

「山林藪沢公私共に利す」（御成敗式目：1232年）

⇒奈良時代の「共用」の考え方が、そのまま受け継がれる。

## 江戸時代

漁場を「共用」する漁村のならわし「慣行」がそのまま法令となった。

「山野海川入会」にみられる諸原則」（律令要略：1741）

- ・「村並（むらなみ）之獵場は、村境を沖へ見通、獵場之境たり」  
⇒村々が並びあう漁場の境は村境を沖へ延長させた線とする。
- ・「磯獵は地付根付き次第也、沖は入会」  
⇒磯の漁業は前面の村が、沖は近隣の村が入会い共用する。
- ・「川は附寄（つきより）次第に随（したが）い、中央境たり」  
⇒川の漁業は、両岸の村において行う権利を持ち、対岸の村とは川の中央を境とする。

幕藩体制のもと  
漁船を所有し、  
数人～数十人の  
漁師を使用する  
網元、船元が、  
領主に年貢（上  
納金）を収めるこ  
とにより独立した  
「漁場占有利用  
権」を得てていた。

# 江戸時代の漁業制度(漁場管理)の概念図



金田禎之「漁業法のここが知りたい」に基づき作成

## 明治(前期)

「海面官有 借区制度」を制定 (明治8年・1875年)

⇒政府は、突然これまでの「慣行」に基づく漁業制度を全面廃止!

漁業海面を官有化し都道府県が漁業者から借用料をとって使用させる制度を定めた。⇒ただし、具体的な方針が明確でなかった。



無秩序な出願、網元等実力者の反発、各地で漁業紛争が勃発



わずか1年後・・・

「漁業旧慣の再確認」を打ち出す。(明治9年・1876年)

⇒なるべく「従来の慣行」に従うよう、事実上「海面借区制を廃止!」



しかし、政府の曖昧な指導により混乱はさらに拡大!

打つ手がなくなった政府は、漁場の管理を漁業者に任せることに



漁業者は、古くからの「慣行」に基づき、自主的な漁場管理を実施した。

# 第一回 漁業集談話 決議事項

明治十五年十二月九日

- 一、網代※1の制限を定むる事
- 二、魚卵、フ化、其他水属の繁殖に妨害ある期限、禁漁の事
- 三、一般漁業の害となるへき漁具を禁止する事
- 四、魚付き場※2となるへき樹木植栽の事
- 五、漁業上、宿弊※3矯正の事
- 六、漁家備凶貯蓄法※4の事

※1  
あじろII漁場

※2  
魚が集まる漁場

※3  
昔からの弊害

※4  
不漁に備え

漁業者による自主的な漁場管理により、秩序が保たれることを確証した政府は、法制度の中に漁業者の役割を取り入れることとした。

## 明治(中・後期)

### 「漁業組合準則」制定 (明治19年・1886年)

漁業組合の誕生！

⇒政府は秩序回復のため「**漁業組合**」を設置し、  
自治的「**漁場取締団体**」として公認  
漁場の利用、漁具漁法の制限など、秩序の維持を図らせた。

#### その後

- ・昭和 8年 経済機能の充実を加え、「漁業協同組合」となった。
- ・昭和23年「水産業協同組合法」制定、漁業者の経済的、社会的地位の向上等が加えられた。

### 「旧漁業法」制定 (明治34年・1901年)

現在につながる漁業法の始まり

⇒地先漁場の占有利用権が「**漁業権**」として法律に明文化された。  
その行使者として、「**漁業組合**」だけが認められた。

#### その後

- ・明治43年の明治漁業法、昭和24年の漁業法においても 漁業権が土地と同様の物件として位置付けられ、漁業許可と共に漁業者の重要な権利となった。
- ・平成30年の新漁業法では、利用されなくなった漁業権については、地元漁業者以外で地域の水産業の発展に寄与する者にも漁業権を交付する等が新たに盛り込まれた。

# 漁業者の慣行を尊重してきたなごり

例

- ・大阪府主張境界線 - - - -
- ・兵庫県主張境界線 · - · -
- ・漁業者による  
いりあい  
「入会協定」 - - - -

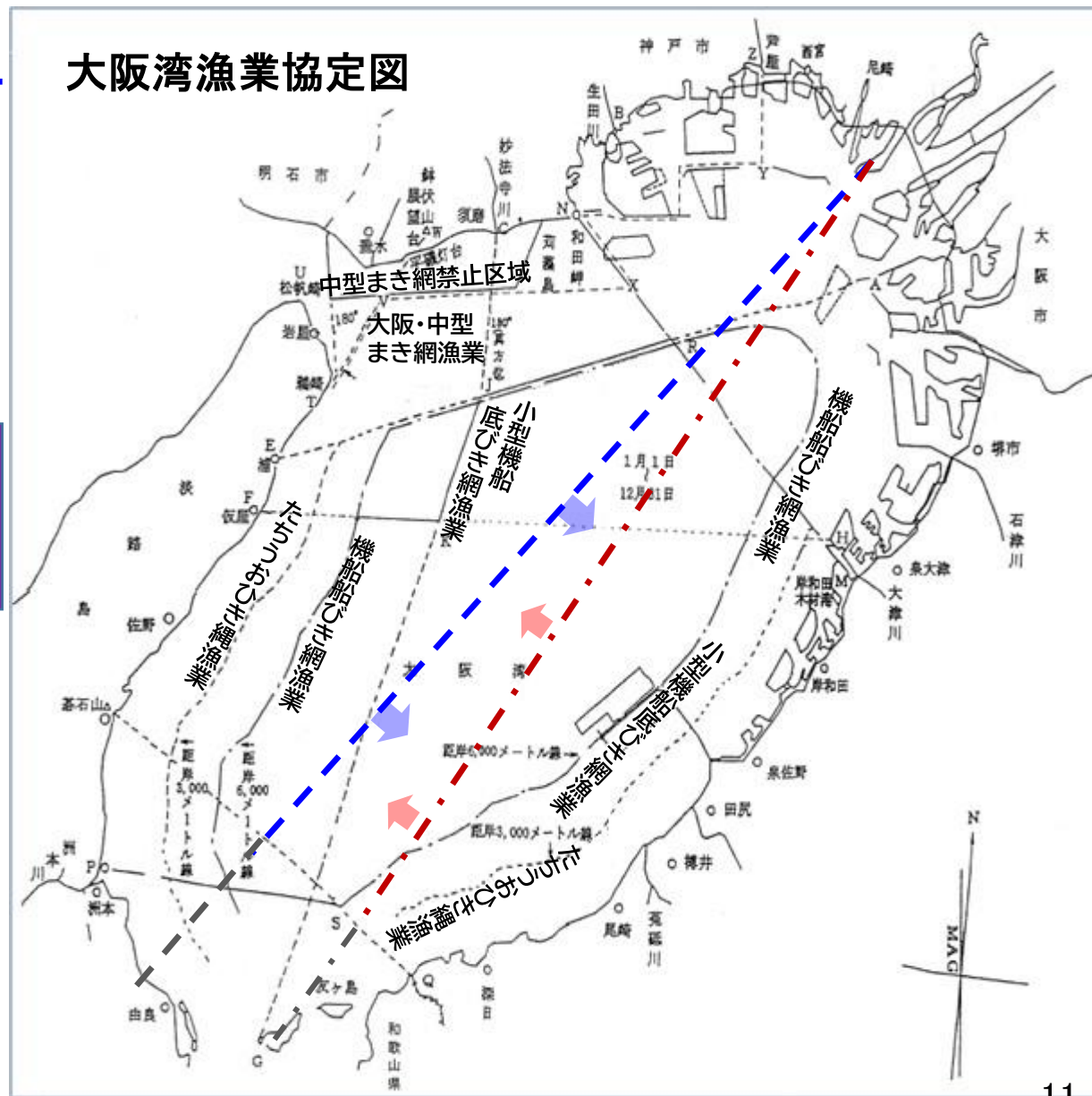


両県の漁業者の申し合わせにより、相互に行政海域を越えて漁業操業を行える。



本来、府県海域を超えた漁業操業は府県知事の許可がないため違法であるが、入会協定に記載された漁業については、両府県の水産課や海上保安庁は協定を尊重し、取締まらない。

## 大阪湾漁業協定図



## **第2章 流通改革と漁業者の役割**

# 漁業者(大阪府鯷巾着網漁協)による流通改革

## ○対 象

大阪府の水揚げ金額の約4割を占める「船びき網(シラス)」漁業



船びき網漁船



船びき網漁業



網揚げ



シラス

## ○背 景

・平成25年以前、府内の12漁協に所属する68船団の船びき網漁船は、水揚げの大部分を兵庫や和歌山県等の仲買人＝ボイル、乾燥等の加工業者に直接出荷していた。

・<sup>あいたい</sup>「**相対取引**」を行っていたため、買い取り価格は加工業者が決定

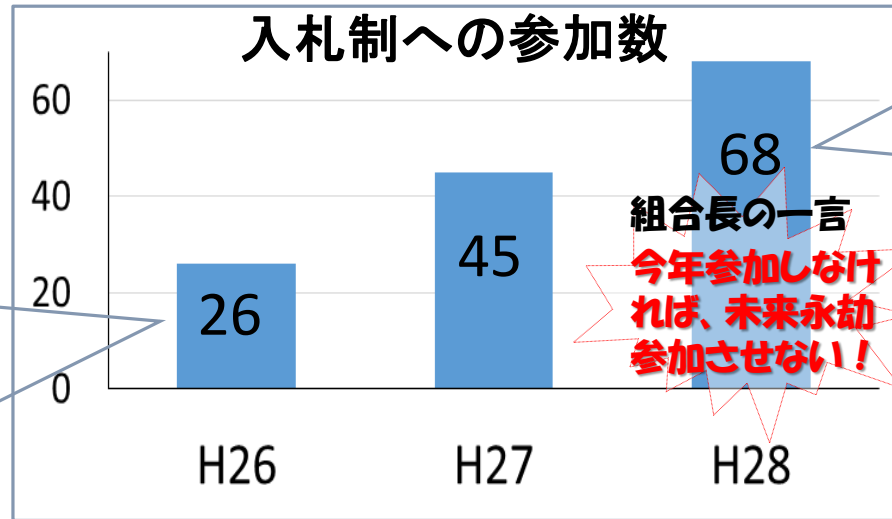
・大阪のシラスは、兵庫や和歌山県で漁獲されたシラスよりも2～3割安価で買い取られることが一般的であった。

平成22～26年平均	イカナゴシラス	イワシシラス
大 阪	413 円/kg	286 円/kg
神 戸	481 円/kg	400 円/kg
淡 路	526 円/kg	423 円/kg

# ○流通改革の実施

## ①入札制の導入 ②産地市場(水揚港)の統合 を実施

過去の失敗経験や、従来の加工業者との関係があり、参加をためらう漁業者が多かった。



府内全ての船びき網漁船が参加

平成26年の 荷捌施設(400m<sup>2</sup>)



平成28年の 荷捌施設(1,200m<sup>2</sup>)



経費:6,500万円? (組合長の自主財源)

経費:20億円(水産庁1/2、漁協1/2)

## ① 入札制度導入によるメリット、デメリット

		メリット	デメリット
相対取引	漁業者	・いつでもどんな量でも引き受けてもらえる。	・値段がすぐに分からない。 ・値段が安い場合が多い。
	仲買い 加工業者	・値段を決めることができる。	・いくつかの港を回らなければならない。 ・質の悪いものでも引き取らないといけない。
入札	漁業者	・値段が公開され公正である。 ・値段が高い。	・入札場まで運ぶ必要がある。
	仲買い 加工業者	・好きな品物、好きな量を買える。	・値段が高い。 ・買い負ける時もある。

## ② 市場統合のメリット

売り手(漁業協同組合)が主導権を持ち、作業の効率化、品質向上を推進できるようになった。

次 頁 ~

メリット1

メリット2

メリット3

メリット4

## メリット1. 資源管理型漁業の徹底

### 漁業操業日数の削減、操業時間の短縮等

- 効果 乱獲を防ぎ水産資源を保護、持続的な漁業生産
  - 効果 獲れ過ぎた際の値崩れを防止
  - 効果 就業日数、時間の短縮、新規漁業就労者の増加
- 生態系や資源の持続に配慮した持続的な漁業として「GSSI-世界水産物持続可能性イニシアチブ」に基づき



マリンエコラベルの認証

⇒ ブランド化の推進



## メリット2. 共同運搬船の導入

### 運搬船が操業漁船を回り集荷、港へ運搬

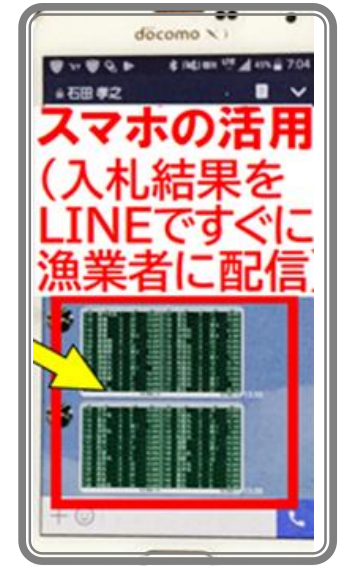
- 効果 作業の効率化・スピード化  
⇒ 漁獲物の鮮度維持・品質向上 ⇒ ブランド化
- 効果 就業時間の短縮、新規漁業就労者の増加



## メリット3. デジタル化による入札管理

効果 入札による公正な価格決定

効果 デジタル化による事務の効率化、就業時間の短縮



## メリット4. 急速冷凍施設の導入

品質が劣化せず生シラスの長期保存が可能

効果 扱い量が増加・安定することにより、冷蔵庫の効率的な使用が図れる。

効果 これまで地元でしか消費されなかった生シラスの全国、海外に向けての販売が可能となった。



# ○取り組みの経済効果

## 入札制開始前と開始後のイカナゴ・イワシシラス平均単価 (円/kg)

大阪府平均	イカナゴシラス	イワシシラス
入札制前 (平成22年～26年)	413	286
入札制後 (平成26年～30年)	1,233	481

平成29年度  
浜の活力再生プラン優良事例表彰  
岸和田臨海地区  
地域水産業再生委員会  
水産庁長官賞 受賞！

令和5年現在  
イカナゴシラス  
単価は高値時  
約2,500(円/kg)

令和5年現在  
イワシシラス単価は  
高値時には2,000  
(円/kg)  
になる日もあり、  
全国で最高の評価

## **第3章 これからの漁業と漁業者の役割**

# これからの漁業

〔現 状〕 漁業者数の減少、高齢化、沿岸の水産資源の減少

〔方向性〕 ★スマート水産業の推進  
漁業、流通におけるICT化やデジタル化等を図ることによりコストの削減、労働力の軽減など、漁業の効率化を図る。

<sup>うみぎょう</sup>★海業の推進  
漁村や漁港、海浜などの施設や風景を観光資源とし、漁業者のノウハウを活かしたレジャー、サービスなどの産業を展開する。

旧3K「**きつい、汚い、危険**」から、新3K「**格好いい、給料が高い、休暇がある**」へ！



浜の活力再生プラン優良事例表彰 (田尻漁協・地区地域水産業再生委員会)

〔皆さんへのお願い〕

<sup>なりわい</sup>スマート水産業や海業は、漁業者の生業を支援するための手段であり、漁業者や漁協が主体となって取り組むことが重要！  
企画会社や観光業者、養殖業者に浜を売り渡す制度ではない！  
昔も、今も、これからも漁業を守っていくのは漁業者の力である！